

保護者様

島田市福祉事務所長

### 令和7年度継続利用の手続きについて（お願い）

令和7年度も継続して入園を希望する保護者の方は、下記により手続きされるようお願いいたします。

なお、この手続きは法令により行う「入園基準」である「保育の必要性」の現況確認のためであり、手続きをされない場合や提出書類に不備がある場合は継続利用できませんのでご承知おきください。また、求職中の方は3ヶ月間の期限付きの利用になります。

記入例の確認や不足書類のダウンロードは島田市ホームページ「令和7年度保育所等継続利用の手続きについて」をご確認ください。

#### 記

1. 提出書類 ※該当する□にチェックを入れ、書類の作成に進んでください。

### □ まだ令和7年度用の申し込みをしていない

下記書類一式をご準備ください。

#### 【提出書類】

- ・様式② 同意書（両面）
- ・様式③ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（片面）

※保育の必要性を証明する以下のいずれかの書類（父母分のみ）

| 保育を必要とする事由 | 証明書類                                                                                                                                           |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就 労        | ・会社員、パート等（給与を受けている方）⇒⑧就労証明書<br>・自営業、農林業（確定申告をしている方）⇒⑧就労証明書＋確定申告書（写）                                                                            |
| 求職中        | ⑩求職活動状況申告書（入園または失職後3ヶ月以内に⑧就労証明書の提出が必要になります。）                                                                                                   |
| その他        | ⑪申立書＋以下の各種証明書類<br>・疾病、障害、同居親族の介護 ⇒診断書または障害者手帳等の写し（診断書は疾病名、期間、家庭で保育ができない旨の記載があるもの）<br>・産前産後 ⇒母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が確認できる頁）<br>・就学 ⇒学生証または在学証明書の写し |

※上記の証明書類に書き損じや枚数が不足した場合は、お手数ですが市ホームページからダウンロードしご記入ください。（園にも予備の書類があります。）

※2人以上の兄弟が在園している場合は、一番上の子の書類に保育を必要とする証明書を添付してください（下の子用に就労証明等を複数枚ご準備いただく必要はありません）。

※確定申告書、診断書及び戸籍謄本等の写しについては、その他の様式・書類とは別に児童氏名と書類名を記載した封筒へ封入した状態で添付してください。

### □ 本人用に既に新年度の申し込みをしている。

継続書類を出す必要はありません。園に提出済の旨を伝え、書類一式をご返却ください。

## □ 兄弟姉妹用に既に新年度保育所の申し込みをしている。

兄弟姉妹の申し込みの際に様式⑧～⑪を既にご提出いただいているため、再提出の必要はありません。下記書類のみご準備ください。

### 【提出書類】

- ・様式② 同意書（両面）
- ・様式③ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（片面）

### 2. 提出先及び提出期限

在園している施設に令和7年1月17日（金）までにご提出ください。

（※今年度、転園等がある場合は1月以降に転園先にてご提出ください。）

### 3. その他

就労証明書は発行までに時間がかかる場合がありますので、お早めにご準備ください。  
また、年度末までに退園する予定の方は、至急利用施設へご連絡ください。

### <注意事項>

#### ●世帯の状況に応じた追加書類について

2 ひとり親世帯…戸籍謄本、児童扶養手当証書、母子家庭等医療費助成金受給者証、  
児扶手現況届審査結果通知等のいずれかのコピー

3 障害者等がいる世帯…障害者手帳等のコピー

上記に該当する場合はお手数ですが、継続書類にコピーを添付ください。

#### ●就労証明書等が未提出の場合

保育園は、保育を必要とするお子さんを保育する施設です。「保育を必要とするものの証明書類」（就労証明書等）の提出が無い場合は、3ヶ月間の期限付きの入園になります。その期間に書類の提出がない場合、退園となります。

#### ●通園中の育児休業について

保護者が育児休業を取得する場合、育児休業開始前既に入所していた児童について、継続して利用することは可能ですが、出生した児童の保育所等の入所申込をしているか確認させていただきます。また、育児休暇中は短時間保育となりますので、産前産後期間が終わり育児休業に切り替わる月には、保育必要量の変更手続きが必要になります。  
※産前産後期間は、産後8週後の翌日が属する月末までとなります。

○市ホームページはこちらからご確認いただけます。

URL：<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/.s35/article2252/pages/373547952>

スマホの方は二次元コードからもアクセスできます。



○問合せ先 島田市保育支援課  
外線：(0547) 36-7195

# 保育所等の適正利用にご協力ください

○保育所等は就労などによりご家庭での保育が難しいお子様をお預かりする場所です。

○保育所等は認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。

保育必要量（短時間：8時間、標準時間：11時間）はあくまでも最大の利用時間であり、実際の利用時間はそれぞれのご家庭状況に応じた「保育が必要な範囲」が基本となります。

## ★就労要件の方

○休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育が必要な範囲です。

- ・お仕事帰りのお買い物はお子様のお迎え後に行いましょう。
- ・きょうだいの習い事の送迎を理由に保育所を利用することはできません。
- ・お仕事がお休みの日は原則として家庭保育となります。

## ★求職活動中の方

○保育必要量は短時間、3か月間の利用期間です。

- ・求職活動がない日は、ご家庭でお子様と過ごしましょう。

## ★育児休業中（みなし育休含む）の方

○保育必要量は短時間です。

## ★その他の要件の方

○ご家庭の状況に合わせて、保育が必要な範囲で保育所等を利用しましょう。

◎様々な方の協力があって保育が成り立っております。

保護者の皆様に保育所等の適正利用にご協力いただくことは、保育所等で過ごすお子様のより安心して安全な保育にもつながります。

各ご家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、あらためてご協力をお願いいたします。

保育園のご利用について、困ったり悩んだりすることがございましたら、保育支援課までご相談ください。

島田市役所

こども未来部保育支援課

[TEL:0547-36-7195](tel:0547-36-7195)